

呉市国民健康保険診療所設置条例施行規則（平成17年3月18日規則第7号）

最終改正:平成18年3月30日規則第29号

改正内容:平成18年3月30日規則第29号 [平成19年10月1日]

○呉市国民健康保険診療所設置条例施行規則

平成17年3月18日規則第7号

改正

平成17年6月10日規則第66号

平成18年3月30日規則第29号

呉市国民健康保険診療所設置条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、呉市国民健康保険診療所設置条例（平成17年呉市条例第31号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（診療時間及び休診日）

第2条 外来患者に対する診療時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、急を要する患者については、この限りでない。

2 外来患者に対する休診日は、次のとおりとする。ただし、急を要する患者については、この限りでない。

（1）日曜日及び土曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（3）1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで（第1号に掲げる日を除く。）

3 前2項の規定にかかわらず、条例第3条の規定により指定管理者に呉市国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）の管理を行わせる場合における外来患者に対する診療時間及び休診日は、市長の承認を得て指定管理者が別に定める。これらを変更しようとするときも、また同様とする。

（入院の申込手続）

第3条 診療所に入院しようとする者は、市長に入院申込書を提出しなければならない。

（指定管理者の指定に係る申請書の添付書類）

第4条 条例第4条の規則で定める書類は、次のとおりとする。

（1）定款又は寄附行為及び法人の登記事項証明書

（2）条例第4条の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに当該年度の前事業年度の収支計算書及び事業報告書

（3）医療に関連する事業の実績を示す書類

（4）その他市長が必要と認める書類

（使用料の額等）

第5条 条例第9条第1項第4号の規則で定める額は、別表第1に定める額とする。

2 条例第9条第2項第2号及び第3号の規定により規則で定める割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

（1）自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用を受ける者の診療に係る割合 100分の150

（2）労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の適用を受ける者の診療に係る割合 100分の115

（手数料の額）

第6条 条例第10条第1項第1号から第3号までの規則で定める額は、別表第2に定める額とする。

（入院患者に係る使用料等の徴収）

第7条 使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）のうち入院患者に係るものについては、毎月15日及び末日の2回に分けて徴収する。ただし、月の中途の日に退院する者にあつては、その月の退院の日までの使用料等は、退院の日に徴収する。

（使用料等の減免）

第8条 条例第12条の規定により使用料等を減免する場合は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

（1）生活困窮のため、使用料等の全部又は一部を納付することができないと認められるとき。

（2）その他市長が特に減免を必要と認めるとき。

2 使用料等の減免を受けようとする者は、減免申請書を市長に提出しなければならない。

（準用規定）

第9条 条例第3条の規定により同条に規定する指定診療所の管理を指定管理者に行わせる場合における入院の申込手続、入院患者に係る利用料金の徴収及び利用料金の減免については、第3条、第7条及び第8条の規定を準用する。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成17年3月20日から施行する。

付 則（平成18年3月30日規則第29号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

## 別表第1(第5条関係)

区分	使用料
特別室料(一般個室)	1日につき 2,000円

別表第2(第6条関係)

区分	手数料	
診断書	一般診断書	1通につき 2,000円
	死亡診断書	1通につき 3,000円
	特殊診断書	1通につき 5,000円
死体検案書	1通につき 6,000円	
その他証明書等	1通につき 1,000円	

---